

府政防第674号  
平成28年5月20日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

### 避難所における食生活の改善について

平成28年熊本地震に係る災害においては、現在もなお、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところである。

その中で、特に食事については、発災当初はまだしも、発災から一か月以上がたった現在においても、温かく栄養バランスのとれた食事の確保が図られていない状況が散見される。

こうした状況の改善は、もはや必須事項であることから、一日も早く被災者の方々の食生活を改善することが必要である。

このため、下記を参考としながら、避難所における食生活の改善について、十分な配慮をお願いしたい。また、やむを得ない理由により、自宅、車中やテントなど避難所以外の場所で避難生活を送っている被災者の食生活の改善についても十分な配慮をお願いしたい。

なお、下記事項については、全て災害救助法の対象となることを申し添える。

### 記

#### 1. 被災者自身による炊事の重要性

一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要となることから、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供等に配慮すること。

#### 2. 専門職の活用

長期化に対応し、できる限りのメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮する必要があることから、被災者用の食事を提供することに限り、熊本県内の保健師、管理栄養士又は栄養士の資格を有する者や、食生活改善推進員、調理師等を、被災者の栄養改善

のための要員として雇い上げることも可能であるため、必要に応じて行うこと。  
なお、県内では足りない場合については、別途、内閣府へ相談願いたい。

### 3. 地元業者の活用

被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、近辺の事業者等と供給契約を結ぶ等し、適温食の確保に配慮すること。

ただし、毎日・毎食同じ食事を提供することや、おにぎり・パン等のみを三食提供するような提供の仕方にならないよう、配慮すること。

### 4. 食中毒対策

冷蔵庫の設置、手洗いの励行、調理従事者への衛生指導等、食中毒の予防のための対策を講ずること。

※ 1. ～ 3. のいずれの場合においても、常識的な範囲の食事を提供すること。